

基安化発 0110 第 1 号
平成 26 年 1 月 10 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長
(契印省略)

「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露
防止対策要綱」の運用に当たり留意すべき事項について

標記については、「「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について」（平成 26 年 1 月 10 日付け基発 0110 第 1 号）により、焼却炉をあらかじめ取り外した上で処理施設に運搬して付着物の除去と解体を行う作業方法（移動解体）に対応させる見直し、移動解体が労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 36 条第 36 号の業務に含まれることを明確化する通達改正等が行われたところである。

今般、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」（平成 13 年 4 月 25 日付け基発第 401 号の 2）の運用に当たり、従来から関係事業場に指導してきた事項を整理するとともに、留意すべき事項について改正内容を含めて別添のとおり解説として取りまとめたので、業務の参考とされたい。

なお、「特定作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策の考え方について」（平成 15 年 8 月 1 日付け基安化発第 0801001 号）は、廃止する。